

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

- ア 名称：①北九州市立東部障害者福祉会館
②北九州市立西部障害者福祉会館
③北九州市立点字図書館
④北九州市立聴覚障害者情報センター
- イ 所在地：①戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた6・7階の一部
②③④八幡西区黒崎三丁目15番3号 コムシティ5階の一部
- ウ 設置目的：障害のある人相互の親睦及び自主活動の促進を図るとともに、地域社会等との交流の場を提供することにより、障害福祉の向上に資することを目的としている。

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

- ア 名称：公益財団法人北九州市身体障害者福祉協会
- イ 所在地：戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた6階
- ウ 主な業務内容
- ①公益事業：社会参加推進事業、障害者福祉会館等事業
 - ②収益事業：点字・声の市政だより等作成事業、自動販売機委託販売事業
 - ③その他事業：地域障害者団体支援事業

2 指定の経緯

令和6年 8月21日	募集要項の配布開始
令和6年 9月20日	募集締め切り
令和6年10月 3日	指定管理者検討会の開催
令和6年11月	指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ・法人、その他の団体であること（個人による応募は不可）。
- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が

発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

- ・共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：1 団体

申請意向届出書提出：1 団体

応募件数：1 団体（公益財団法人北九州市身体障害者福祉協会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

〔学識経験者〕 今村 浩司（西南女学院大学保健福祉学部 教授）

〔財務専門家〕 田村 奈々子（田村奈々子税理士事務所 所長）

〔学識経験者〕 寺田 千栄子（北九州市立大学地域創生学群 准教授）

〔民間有識者〕 松中 徳子（北九州市特別支援学校PTA連合会 会長）

〔50音順〕

5 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。

②	利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
③	複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
④	施設の設定目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度	
①	利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
②	利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
③	利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
④	利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
⑤	その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 指定管理業務に係る費用及び収支計画の妥当性	
①	指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
②	経費を低減するための実施可能な提案があるか。
③	施設の管理運営に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。
【適正性】	
(4) 管理運営体制など	
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(5) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
④	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
(6) 社会貢献・地域貢献	
①	高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
②	労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③	SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④	地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤	地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥	市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）

3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル				検討会 審査結果	得点
			構成員					
			A	B	C	D		
公益財 団法人 北九州 市身体 障害者 福祉協 会	1 指定管理者としての適性							
	(1)施設の管理運営に対する理 念、基本方針	5	5	4	5	4	5	5
	(2)安定的な人的基盤や財政基 盤	5	5	4	4	4	5	5
	(3)実績や経験など	5	5	4	5	4	5	5
	2 管理運営計画の適確性							
	【有効性】							
	(1)施設の設置目的の達成に 向けた取組み	30	5	4	3	3	4	24
	(2)利用者の満足度	10	5	5	4	4	5	10
	【効率性】							
	(3)費用及び収支計画の妥当 性	25	5	4	5	4	4	20
	【適正性】							
	(4)管理運営体制など	10	5	4	4	4	4	8
	(5)平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	5	4	4	4	4	8
	(6)社会貢献・地域貢献	10	5	5	3	4	4	8
合 計	110	110	92	87	82	—	93	
地元団体に対する優遇措置（5点）							98	

(2) 検討会における主な意見

- ・これまでの実績を活かした提案について信頼感や安定感があり、評価できる。
- ・芸術文化に関する活動や出前講演などを積極的に行っている点からも、指定管理者として適していると言える。
- ・今後の管理運営に当たり、もう少し広く地域との連携を図るなど、更なる周知啓発の取組みに期待する。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、「指定管理者としての適性」については、3つの審査項目すべてが評価レベル5となった。また、その他の審査項目について

も概ねレベル4からレベル5と高い評価となった。このことから、全体的に市の要求水準を満たしており、十分な能力を有していると判断できる。

また、付帯意見として、現代社会のニーズに応じた情報発信への対応及び、社会貢献等における関連団体との連携の拡大に努められたい。

以上、検討会における議論を参考に、最終決定を行うよう求めるものとする。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、公益財団法人北九州市身体障害者福祉協会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・昭和54年の開設当初より施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して十分な実績がある。
- ・施設の運営にあたり、豊富な経験と知識を兼ね備えた人材を数多く有している。また、各種の研修制度等により職員の資質向上等に努めている。
- ・障害のある人の社会参加や自立活動の推進に資する事業に関しても、実績だけでなく社会情勢を踏まえた提案がなされている。

8 提案額

197,718千円（令和7年度～令和11年度までの各年度）

提 案 概 要

(北九州市立障害者福祉会館等指定管理者)

団体名： 公益財団法人 北九州市身体障害者福祉協会

1 指定管理者としての適性について

<p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</p>
<p>協会の基本理念 「地域社会の中で、障害のある人が安心して、生きがいを持って自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します」</p> <p>障害のある人が一人の人間として尊重され、共に生きるまちをつくるためには、障害のある人への差別・偏見をなくしていく必要があります、そのためには障害のある人となない人がお互いを知ることが大切であると考えます。</p> <p>障害のある人の当事者活動の拠点として、また障害のある人となない人がお互いを知るための集いの場として利用してもらえる施設運営を行い、地域に根差した会館から「共に生きるまちづくり」を目指します。</p>
<p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p>
<p>障害当事者団体としての団体組織、これまで障害者福祉会館を運営してきた中で整備した専門的資格を備えた人的基盤、協会の活動で築いてきた安定した財政基盤の下、施設の管理運営を行っていきます。</p>
<p>(3) 実績や経験など</p>
<p>当協会は、昭和48年の法人設立以来、現在まで50年にわたり障害福祉に関する啓発及び支援活動を行ってきた実績があります。また、長年にわたり北九州市からの委託事業で障害者福祉会館の運営を行ってきた経験も当協会は持っています。</p>

2 管理運営計画の適確性

<p>【有効性】に関する取組み</p>
<p>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</p>
<p>障害のある人の個々の主体性を大切に、協会の7つの活動姿勢に基づき、コミュニケーション支援、相談支援、地域交流、ピアサポートなどの取組みを行っていくことが、ひいては北九州市の障害者支援計画で設定された目標の達成につながっていくと考えます。</p>

<p>(2) 利用者の満足度</p> <p>利用者の満足が得られるために、以下を意識した取り組みを行います。</p> <p>①双方向のコミュニケーション ②ニーズに合わせた対応 ③職員の教育 ④環境の整備</p> <p>利用者の意見を把握し、それらを反映するために、以下の取り組みを行います。</p> <p>①利用者が自分の思いを伝えやすい環境づくり ②利用者の意向を施設運営に取り入れる体制づくり</p> <p>利用者への情報提供については、アクセシビリティ、身近な情報、個々の障害に対応した情報提供の3つを意識した取り組みを行います。</p> <p>その他、サービスの質を維持・向上するため、以下の取り組みを行います。</p> <p>①誰もが使いやすい快適な環境づくり ②誰もが気軽に足を運べる環境づくり ③誰もが施設運営に参画できる環境づくり ④より良いサービスを提供できるための連携づくり</p>
--

【効率性】に関する取り組み
<p>(1) 指定管理業務に係る費用及び収支計画の妥当性</p> <p>指定管理業務に係る経費については、利用者に求められる事業を安定した組織、人材で行っていくために必要な経費計算し、提案しています。</p>

【適正性】に関する取り組み
<p>(1) 管理運営体制など</p> <p>施設の管理運営体制については、「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」に示されているとおり、施設ごとに必要な管理責任者、司書、点字・音訳指導員などの有資格者を配置して管理運営を行います。</p> <p>来館する人がどのような障害であっても、適切な対応、支援ができるよう、障害福祉に関連した専門資格や職務経験を有する職員を配置し、運営を行います。</p>
<p>(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</p> <p>個人情報については、個人情報保護法を遵守した上で、情報の漏えい、改ざん、紛失を未然に防止するため、「外部への対応」と「内部のミスを防ぐ対策」の両面から保護に努めます。</p> <p>施設の平等利用については、「アクセシビリティ」「バリアフリー」「個々の障害に合わせた柔軟なルール」の3つ視点で取り組みを行います。</p> <p>安全対策については、計画、訓練実施、検証、改善を1サイクルとし、職員間で共通認識を図りながら、実効性のある訓練を通して臨機応変に対応できるようスキルアップを図ります。</p>

(3) 地域貢献・社会貢献

協会が設立から50年で積み上げてきた障害福祉の財産を地域に還元することが地域貢献活動であると考えます。

協会のビジョンに照らして、一人でも多くの市民に障害のある人たちのことを知ってもらう「まちづくり・ひとづくり」の取り組みを地域に向けて行っていきます

提案額（千円）

令和7年度	197,718千円
令和8年度	197,718千円
令和9年度	197,718千円
令和10年度	197,718千円
令和11年度	197,718千円

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

北九州市立障害者福祉会館等指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和6年10月3日(木) 18:00~20:00
- 2 場所 北九州市役所 15階 15C会議室
- 3 出席者 検討会構成員：今村構成員、田村構成員、寺田構成員、松中構成員
事務局：保健福祉局障害福祉部長、障害福祉企画課長、共生社会推進係長、担当職員1名
- 4 会議内容
 - 当日の配布資料・議事次第等について、事務局より説明
 - 検討会の位置づけ及び選定基準、採点の注意事項について、事務局より説明
 - 構成員の互選により、座長を選出
 - 応募団体より提案内容について提案概要を基に説明
 - 質疑応答

(構成員) 令和3年度の当期損益について、令和4年度と令和5年度は利益が出ているようだが、令和3年度はマイナスとなっている。何か改修工事を行ったり、新たに何かの設置を行ったりしたのか。

(応募団体) 令和3年度については、当法人の基本財産は法人の規模と比較して少なかったため、基本財産を積み増しするという対応を行った部分でのマイナスとなっている。

(構成員) 指定管理者にとって、市民の方々の満足度というのは非常に重要なことだと考えている。苦情解決のシステムのことについてお話をいただいたが、苦情を蓄積されてという話があったので、概ねで結構だが、年間どれぐらいの案件があるのか、件数だけでも教えていただきたい。

(応募団体) 現在、指定管理者として、福祉会館の運営をさせていただいており、毎年苦情解決委員会を、第三者委員の方も含めて実施させていただいている。

ここ何年かで苦情が出たという具体的な案件については、昨年度が1件、一昨年が0件という程度である。幸いなことに福祉会館の中での利用者からの具体的な苦情ではなくて、点字図書館での郵送貸出の際、返送用の宛名の点字がつぶれていて読めなかったという苦情をいただいた。そこは郵便局の発送作業中に点字がつぶれてしまったことを確認した上で、ご本人に説明を行った。

施設の利用についての具体的な職員の対応が悪い等の苦情は寄せられていない。苦情が寄せられなかった年については、会館の利用者意見懇談会で団体に集まっていたら、要望事項等の意見を聴き取るような場を毎年

設けている。その中で具体的な備品の要求や施設の改善等の意見は上がってくる。例えば、輪転機が少し壊れやすいので変えて欲しいとか、閉館時間を1時間延ばすことはできないかとか。市と協議をさせていただきますと回答するような内容である。

(構成員) 苦情を受け付けるオープン性、例えば苦情箱を置いているとか、そういう部分での状況はどうなっているのか。

(応募団体) 東西の会館に意見箱を設置して、直接紙に書いたものを投書してもらう形を取っている。視覚障害のある人については直接意見を聴き取ったりするようなこともある。

また、その場で出たご意見については、職員で対応させていただき、改善した内容を本人に連絡するという形を取っている。

加えて、民間のスーパーにもあるような「お客様の声」も実施しており、自由に書いていただけるような形で設置をしている。

生の声が聞ける形を取っており、その回答等も提示し、皆様に共有できるようにしている。

(構成員) 危機管理体制や安全対策というところで、初期対応から改善、再発防止までのフローをお示しいただいた。この辺りの実効的な部分で、近年の状況や、実際の事故に対してどのような改善を行ったかお伺いしたい。

(応募団体) 基本的に、福社会館はコムシティとウェルとばたに入居している団体になるので、防災訓練についてはビル全体での防災訓練を行っている。

今日、提案書でご提案したのは、福社会館単独でも訓練に取り組んでいきたいという内容のご提案だが、全体で訓練をする時には、他のフロアの方たちと一緒に逃げるとする方法を取る形になり、我々も職員の体制が手薄になることがある。

そういった中で、車椅子の利用者が多かった時には、どのような形で避難をするか、社会福祉協議会とも訓練の時に話し合いをして、上のフロアや社会福祉協議会のスタッフに6階へ来てもらって、車椅子の方と一緒に階段を抱えて降りるような訓練というものに取り組んでいる。

ただ、訓練はあくまで訓練のため、実際に車椅子の団体が多数利用されている状況になった場合には、少し課題が残ると思う。我々の人員体制と社会福祉協議会との体制というところが少し課題にはなるかと思っている。

(構成員) 具体的にご協力いただけるとなると社会福祉協議会ということになるのか。

(応募団体) 総合案内に一度連絡をして、総合案内スタッフから入居しているフロアに応援を頼むような体制で訓練をしているので、そうした流れになる。

- (構成員) 施設の設置目的に応じた営業広報活動に関する効果的な取り組みのところでお聞きしたい。
- 色々なネットワークを使って、誰でも利用できるようにということで、市政だより等を挙げられているが、どれぐらいそれで参加されているのか。利用者には学生もいれば大人もいると思うので、今の広報活動でどれぐらいの利用があるのか知りたい。
- (応募団体) 会館講座に関しては、募集の枠はいつも埋まる感じにはなるが、申し込みが多いと新しい方を優先させていただいているため、毎回抽選に落ちてしまう方がいる。
- その対応として、講座の先生と話して、別日を設けて来ることができる方を募集して、できるだけ皆さんに受けていただけるようにはしている。
- また、近年はお子様と一緒に申し込まれるお母様もいるが、市と協議の上その方も受け入れることで、一緒に講座を受けてもらい、お子様の将来像を描ければよいと考えている。
- (構成員) 市政だより等をお見受けしたが、なかなか市政だよりが目にはにされにくい。市のホームページにも当然載っているが、目にしない方もいらっしゃる。そのような状況での情報発信をどのように考えられているのか。
- (応募団体) 市政だよりには必ず載せるようにしている。視覚障害のある人などは、点字や音声の市政だよりで申し込まれる方が多いが、当団体のホームページにも講座は全て掲載しており、オンラインで申し込まれる方も増えてきている。
- また、別の団体にはなるが、障害福祉に関するイベントを集めた広報誌にも必ず掲載を依頼するようにしているので、どれかを見て申し込まれている方が多い。ただ、北九州市全域になると、やはり福祉会館を知らない方が結構いらっしゃる。
- (構成員) やはり健常の方に知っていただくことでそういう差別を無くすことは、大切なのかなと思う。そういったことを取り入れる必要があるのではないかな。
- (応募団体) 社会参加講座は障害のある人しか受けられないものも多くあるが、健常の方のボランティア養成もいろいろとある。
- 現在、市民センターから出前講演等の依頼があった際は、積極的に職員が出かけるようにしている。そこで、東部障害者福祉会館や西部障害者福祉会館はご存じですかと最初に聞くと、ほぼ手が挙がらないという現実はある。

ただ、障害がある人とのトラブルで困るとか、何か教えてくれないかという、電話やメールは増えており、いろいろな発信をネット上に載せていくと、いろいろな問い合わせがあるとは、肌で感じている。

会館があるということをどのように知らせていくかは、一つの大きな課題だとは思っている。

会館がコムシティとウェルとばたに移転してから、小倉南区や門司区の方はなかなか知る機会が少ないという声はよくいただくので、門司区の小学校から依頼があった時は積極的に出かけるようにしている。

特別支援学校についても、会館を知らない方が多くいらっしゃるので、北九州高等学園等では、卒業前に、基幹相談支援センターとも連携して、会館があるということを知っていただく取り組みは始めている。

(構成員) 出前講座は、どのようなことをされているのか。

(応募団体) まず、市民センターや学校がどういうことを望むかを伺う。例えば精神障害のある人とのつき合いがうまくできないという地域であれば、精神障害のある人のご家族と一緒に行ってもらい、話をさせていただく。

我々支援者側が話すよりも、当事者の方が一緒に行ってお話してもらえらるというのが、うちの強みだと思っている。

(構成員) SDGsについて今回取り入れているが、付け加えることはないか。

(応募団体) もともと17の項目の中で取り上げたい項目はあったが、身の丈に応じた活動を粛々とやっていく必要があるかと思い、「すべての人に健康と福祉を」「ジェンダー平等を実現しよう」「安全な水とトイレを世界中に」「人や国の不平等をなくそう」「住み続けられるまちづくりを」の5つを取り上げた。

当団体としては、民間のいろいろな施設に障害のある人たちが気軽に参加できるようになるのが社会参加だと考え、それを理念として活動している。そういった中で、この5つが特に社会参加にとっては必要な、差別をなくすための取り組み、バリアフリーの取り組み、サービスの制度利用についての啓発、という部分に関係してくると思い取り上げている。

また、当団体は北九州市のSDGs推進の団体の登録もしており、障害者アート等の方面で、色々な連携を取っている。

(構成員) 職員の専門性の部分で少しお伺いしたい。非常にベテランの方が多いという印象だが、資格だけではなく専門性の研鑽のようなどころも必要になってくると思う。そのあたりの研修体制等は具体的にどのようなことがされているのか。

(応募団体) 基本的には、手話通訳であれば近隣の地域との研修会やコーディネーター会議、手話通訳者の専任職員会議等、他の地域との研修がある。点字図

書館についても、九州視覚障害者情報提供施設協議会という協議会に加盟しており、その中で、視覚障害のある人の情報提供に必要な音声訳や点訳について、研修として実施するような取り組みが毎年行われているので、そこに職員を参加させて、基本的には教育を図っている。

また、福祉の業界はなかなか人の入れ替わりがなく、長年の経験を蓄積した職員が多いが、職員の高齢化に伴って、退職をする時期がいずれやってくる。そうした中で、新しい職員に対しては、OJTという形で1年間、隣で一緒に実務をしながら専門技術を身に付けていくような、民間企業が実施しているような形での研修についても実施している。

(構成員) 外部で研修を受ける際は、費用等のサポートはされているのか。

(応募団体) 基本的には北九州市主催の無料の研修の中で、精神障害や知的障害等、障害当事者の方たちに特化したような研修に参加させるようにはしている。必要な研修であれば、法人から負担して遠方の研修に参加させることも行っている。

(構成員) 人員配置について、60代が多いため定年が、例えば主任や課長クラスの場合70歳までなのではないかと思った。その時に、指定期間の5年の中で、退職する方がいるのではないかと懸念している。

(応募団体) 現在定年は60歳で、65歳までは継続雇用で切り替えている。働き方改革関連法案以前までは、3月31日で役職定年も実施していたが、働き方改革の中で、それは同一労働同一賃金の原則にはそぐわないということで、役職定年を撤廃し、65歳の退職までは継続雇用にはなるが、役職を作るという形での雇用を継続している。

指定期間の5年の途中で、新しい職員に繋げることはあると思うが、それもうまく実施していきたい。

○構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自得点を記入。その後、集計結果をもとに構成員全員で意見交換を行った。

(構成員) プレゼンを行っていただいたが、説明者の2人とも好感が持てて、内容的にも、障害のある人へ寄り添っている雰囲気を感じられた。アートや出前講演なども行っており、指定管理者として適していると思われた。

(構成員) これまでできてきたことに関する実績と、またそこに対する積み上げてきたものをお話いただき、概ね好感触で受け止めている。

活動内容の充実性については、非常に設置目的に沿って充実している印象を受けたが、そこに付随する広報活動が、もう少し時代に応じたような

もので、実際に声が届くところがあっても良かったのかなというところで少し評価を下げている。

併せて、社会貢献や地域貢献というところに関して、気になった点が、地域団体が結構限定的な対象と連携しているような印象を受けたので、もう少し広く連携があると、周知ももっと広がっていくのかなと思った。

(構成員) 実際にこの会館の名前は知っているが、何をしている場所かという情報は、特別支援学校、学級では、ほとんど知らない人もいると思う。そういった情報がないところにも情報を提供してもらえるように取り組んでもらえたら嬉しいと思い、その部分の評価は少し下げている。あとはすごく良かったと思う。

(構成員) 基本的に特に問題ないというように感じた。50年の歴史の中で実際に活動されていることも、信頼感、安定感と言える。

また、こういった管理制度に関しては継続性が非常に重要だろうと思うが、その部分では全く問題ないと思う。

なお、長年の取り組みやたくさんの受託事業を行ってきたことも、全く問題ないと思った。

今、皆様方の意見を聞いてなるほどと思ったのが、時代のニーズに応じた情報発信の対応をしていくということと、関連している団体が、ある意味限定されていると感じた。そのような部分を少し広げていくというのは、それぞれのご意見に賛同したい。

妥当性は高く、特段問題ないと思っている。

(構成員) 先ほどお話が出た情報発信の方法と、連携する団体のことについて、付帯意見とした方が良いのかどうか。何か言葉を考えるとするなら、現代社会のニーズに応じた情報発信方法の更なる検討と、関連団体との更なる連携を広げるという趣旨の意見を付したいと思うが、よろしいか。

○付帯意見について最終的な取りまとめを行い、検討会を終了した。

【付帯意見】

現代社会のニーズに応じた情報発信への対応及び、社会貢献等における関連団体との連携の拡大に努められたい。

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

ア 北九州市立総合療育センター

名称：北九州市立総合療育センター

所在地：北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号

敷地面積：13,264.67㎡

構造：鉄筋コンクリート造4階建

規模：延床面積 22,393.22㎡

事業内容

- ・児童福祉法に基づく障害児入所支援
- ・児童福祉法に基づく児童発達支援（児童発達支援センター）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく療養介護、短期入所、生活介護
- ・障害のある子どもの早期診断、治療及び幼児期から成人期にかけてのリハビリテーション等

イ 北九州市立総合療育センター西部分所

名称：北九州市立総合療育センター西部分所

所在地：北九州市八幡西区若葉一丁目8番1号

敷地面積：3,944.13㎡

構造：鉄筋コンクリート造1階建

規模：延床面積 1,874.00㎡

事業内容

- ・児童福祉法に基づく児童発達支援（児童発達支援センター）
- ・障害児等療育支援事業、外来診療等

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

ア 名称：社会福祉法人北九州市福祉事業団

イ 所在地：北九州市八幡東区中央二丁目1番1号

ウ 主な業務内容：

- ① 第1種社会福祉事業（障害児・者施設や特別養護老人ホーム等の設置経営及び受託経営ほか）
- ② 第2種社会福祉事業（保育所や児童厚生施設の設置経営及び受託経営、各種事業の実施（障害福祉サービス事業、障害児等療育支援事業ほか）
- ③ 公益事業（介護実習・普及センターや障害者体育館施設の設置経営及び受託経営ほか）
- ④ 収益事業（レインボープラザ設置経営及び受託経営ほか）
- ⑤ そのほか、市からの受託事業（介護保険訪問調査事業、障害支援区分認定審査事業ほか）

2 指定の経緯

令和6年	5月27日	指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）
	9月18日	申請受付開始
	9月24日	申請締め切り
	10月10日	指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
	10月	指定管理者候補の決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者等から構成された指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。

市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員 ※ 五十音順、敬称略

- ・[民間経験者] 伊野 和子（北九州市自閉症協会 事務局長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[財務有識者] 島田 守（島田守公認会計士事務所 代表）
- ・[学識経験者] 村上 里絵（西南女学院大学 短期大学部 特任教授）
- ・[医療関係者] 渡辺 恭子（北九州市医師会 理事）

5 条件付き公募方式採用について

(1) 条件付き公募方式採用の視点

ア 施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体（外郭団体）と密接に関連している施設（政策支援）

イ 施設の管理運営上の経緯や特殊性等から団体が特定される施設

ウ 以下のすべてに該当すると認められる施設

- 利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設
- 人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設
- 人材の育成に長期間が「とくに」必要である施設

以上の視点を踏まえて検討した結果、北九州市立総合療育センター及び同西部分所の指定管理者の選定については、条件付き公募方式を導入することとしました。

(別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり)

(2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員				
	A	B	C	D	E
妥当性	有	有	有	有	有

(3) 検討会における主な意見

- ・ 専門性や長年の経験、両施設の一括管理も含めて、条件付き公募は、「妥当性有り」と考える。
- ・ 条件付き公募以外の方法は考えられず、「妥当性有り」と考える。
- ・ 総合療育センター及び同西部分所を一括運営する指定管理者を募集するのは妥当性があると思う。また、安定の観点からも「条件付き公募」方式の採用が適していると思われる。
- ・ 高い専門性・特殊性を持つ人材を確保・育成していくために、これまでの経験が豊富な現法人が継続して運営するという観点からも、「条件付き公募」の妥当性はあると判断できる。
- ・ 総合療育センターは、全国に先駆けて発足され、現法人が長く運営管理をしてきており、その高度な専門性及び持続性、実績評価を鑑み、「妥当性有り」と考える。

6 選定基準

選定基準	選定のポイント
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていただけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。

選定基準	選定のポイント
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ○複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。 ○施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 ○利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。（生活能力の向上、社会性の向上、身体機能の維持・向上、自立支援など） ○利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。
(2) 利用者の満足向上	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ○利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。 ○その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ○収入が最大限確保される提案であるか。 ○市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。 ○再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の利用者の個人情報保護するための対策が十分に考えられているか。 ○施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。 ○利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。 ○日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ○衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。 ○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

選定基準	選定のポイント
(7)社会貢献・地域貢献	<p><社会貢献の視点></p> <p>○高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。</p> <p>○労働環境の向上への取り組みが考えられているか。</p> <p>○SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。</p> <p><地域貢献の視点></p> <p>○地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。</p> <p>○地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。</p> <p>○市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。</p>

7 審査結果

(1) 適否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員				
		A	B	C	D	E
社会福祉 法人 北九州市 福祉事業団	1 指定管理者としての適性					
	(1) 管理運営の理念、基本方針					
	(2) 人的・財政基盤	適	適	適	適	適
	(3) 実績・経験					
	2 管理運営計画の適確性					
	【有効性】					
	(1) 設置目的の達成への取り組み	適	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度向上					
	【効率性】					
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性					
	【適正性】					
	(5) 管理運営体制					
(6) 平等利用等	適	適	適	適	適	
(7) 社会貢献・地域貢献						

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・ 長年の施設管理の経験により、障害児（者）に対する施設の設置目的や性格を十分に理解して管理運営されている。
- ・ 福祉専門職・医療専門職を多数有しており、人的資源の有効利用を積極的に行っている。
- ・ 過去5年以上毎年純資産額が80億円以上であり、短期資金においても流動比率が每期200%以上であり問題はないと判断する。
- ・ 施設の機能や専門性を十分に理解して、最大限に活用し、外来・入所・入院・通園等、障害児（者）及びその家族のニーズに応じた障害福祉サービスを提供している。

- ・ 専門職集団としての施設の管理運営におけるこれまでの実績はゆるぎないものである。

【管理運営計画の適確性】

- ・ 診断を受けた利用者の障害特性に応じたサービスの提案や各種機関につなげていくことにより、利用者やその家族の不安を軽減すると思うので、今後もそのような支援や取組みを続けていただけるように願う。
- ・ 施設の管理責任者・管理体制が明確に示されており、施設の管理運営にあたる人員配置・国家資格を有する職種・配置数・経験年数も適正であると考ええる。
- ・ 申請団体の提案は、開設当初からの管理運営を行っている実績に基づき、実現可能性が高いと考えられる。
- ・ 地域の住民や関係団体との連携や協働は、このまま継続して欲しいと思う。
- ・ 利用者の意見を把握し、それを反映するためのシステムも整っている。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 当該法人は、長年にわたり、障害児・障害者施設ほか数多くの社会福祉施設の管理運営を担ってきた実績がある。障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。総合療育センター及び同西部分所についても、昭和53年及び平成28年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・ 総合療育センターに指定管理者制度を導入した平成18年度からは、同施設の指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等について十分に理解しており、施設の管理運営に対する強い意欲が感じられる。
- ・ 法人全体で、福祉専門職、医療専門職等を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。
- ・ 当該法人は、十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組みがなされており、収支差の改善に向けた意欲について評価できる。
- ・ 利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者及び保護者の満足度の向上に関しても、現状と課題を踏まえた様々な提案がなされており、十分な成果を上げることが期待できる。

9 提案額

- (1) 北九州市立総合療育センター
423,700千円（令和7年度～9年度の各年度）
- (2) 北九州市立総合療育センター西部分所
103,300千円（令和7年度～9年度の各年度）

条件付き公募とする理由

総合療育センター及び同西部分所は、北九州地域における障害児（者）に対する療育・医療を行う中核施設である。入所部門では、重度障害児が長期にわたって利用しているため、24時間体制でのケアが必要となり、通所部門では、療育場面だけでなく日常生活全般に加え、今後の進路等についても保護者からの相談に応じることが求められる。このため、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要である施設」と言える。

また、総合療育センター及び同西部分所は、入所・入院機能、外来機能、通園事業、相談支援事業等、医療・福祉の複合的な機能を持ち合わせた施設であり、重度障害児を支援するスタッフは、医師をはじめ、専門性・特殊性がとくに高い人材が必要とされる。このため、「人材について、高度な専門性がとくに必要である施設」と言える。

更に、現在のスタッフ人数は約300人に及び、かつその職種も多岐にわたっている。重複障害児や長期濃厚医療が必要な重症心身障害児への対応、重度肢体不自由児への支援など、スタッフは多様な障害像に継続的に対応する必要があるため、その人材育成にもとくに多くの時間を要している。このため、「人材の育成に長時間がとくに必要である施設」とも言える。

社会福祉法人北九州市福祉事業団は、北九州市内において長年にわたり障害児（者）の入所・通所施設を複数運営しており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。総合療育センター及び同西部分所についても、設置当初より管理運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

以上を踏まえ、総合療育センター及び同西部分所の指定管理者の選定は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられる。

提 案 概 要

（北九州市立総合療育センター及び同西部分所 指定管理者）

団体名： 社会福祉法人北九州市福祉事業団

1 指定管理者としての適性について

（1） 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
○事業団が策定した「基本理念」のもと、職員の意識改革を推進するとともに、「経営方針」における3つの視点、「サービスの視点」「人材の視点」「財務の視点」や「行動規範」に従い、福祉サービス提供者として、職員の資質やサービスの質のさらなる向上を図ります。
（2） 安定的な人的基盤や財政基盤
○昭和40年の設立依頼、58年間にわたり、障害施設・保育所・老人施設・児童館など9種67施設を運営しています。また、当法人の職員数は1,115名で、多種多様な福祉・医療専門職が在籍し、施設間で連携することでさまざまな支援の提供が可能です。今後も、地域の医療機関等から信頼される専門家集団として、職員の資質や提供するサービスの質の向上を図るためには、安定した職員の確保や福祉・医療の専門職としてスキルの高い職員の確保・育成が必要であり、そのために正規職員の割合を高めるよう努力します。 ○令和5年度決算において、純資産額は85億1千万円あまり、流動比率等の指標などから、財政基盤の安定性は確保されています。
（3） 実績や経験など
○障害児者施設のほか保育所・児童館・高齢者施設等67施設を運営し、市民への福祉サービスの提供に積極的に取り組んでいます。 ○総合療育センターの設立以来、国内における「障害児医療」と「小児リハビリテーション」の先駆的モデル施設として運営してきた実績があります。 ○総合療育センター及び同西部分所では国家資格を要する医療スタッフ等が200人以上在職しています。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
（1） 施設の設置目的の達成に向けた取組み
○「総合療育センターの使命」「基本方針」に基づき、外来・入所・通園、地域支援など障害児（者）及びその家族のニーズに応じたサービスを提供し、地域への社会貢献に取り組めます。 ○総合療育センター及び同西部分所の施設間の連携を強化することにより、利用者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。
（2） 利用者の満足度
○利用者の意見・要望などを効果的に集約し、対応を速やかに決定するとともに、情報提供を密に行うことで、利用者満足度90%以上を目指します。 ○個別支援計画の充実を図り、利用児（者）へのサービスの向上に努めます。 ○利用者情報誌を発行し、最新の福祉情報・障害に関する知識等の情報提供を行います。

【効率性】に関する取組み	
(1) 指定管理料及び収入	<p>○委託契約、単価契約、リース契約等は原則入札もしくは見積競争による委託等契約の実施により、業務の効率化・物品供給の安定化・経費節減に取り組みます。</p> <p>○節水協力や節電協力の張り紙を掲示し、職員の節水・節電意識を高めます。空調は環境省の提唱する空調温度を基準として、費用縮減を図るとともに、温暖化防止政策に協力します。また、特定規模電気事業者との契約により電気料金の節減に努めます。</p>
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性	<p>○総合療育センターについては、「総合療育センター経営会議」を開催し、診療科や福祉分野それぞれに、活動目標を設定し、今後、到達状況を検証しながら、収入増に取り組みます。</p> <p>○4病棟目開所時には、人件費等の経費が増大するため、別途指定管理料が必要となります。</p>

【適正性】に関する取組み	
(1) 管理運営体制など	<p>○管理運営体制を明確にするとともに、各種委員会を設置し、利用者にとって安全で安心な施設運営を図ります。</p> <p>○職員の資質向上のため、職場内研修・職場外研修を積極的に実施するとともに、研究発表の場を設けて自己研鑽の風土を醸成します。</p> <p>○ボランティアを受け入れて福祉人材の育成や活用を推進します。</p> <p>○北九州市発達障害者支援地域協議会に参加し、発達障害児の支援体制の構築等に貢献します。</p>
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	<p>○利用者の個人情報保護に積極的に取り組むとともに、利用者に関する虐待の防止や早期発見を図り、利用者の人権擁護を徹底します。</p> <p>○子ども総合センター等関連機関と調整し、緊急度の高い方からサービスを提供します。</p> <p>○安全管理や事故対応、防犯、防災対策などについては整備された各種マニュアルを活用し、事故防止を図るとともに、事故等発生時における的確な対応を徹底します。</p>
(3) 地域貢献・社会貢献	<p>○地域の保育所・幼稚園・小学校・自治会との交流や、地域団体・市内業者との連携に積極的に取り組みます。</p> <p>○高齢者や障害者雇用促進、労働環境向上への取り組みを通じて社会貢献に与します。</p> <p>○医療・療育を通じ、障害児者がその能力を最大限に発揮して社会の一員として生活が営むことができる環境を目指します。</p>

提案額（千円）

7年度	総合療育センター	423,700千円
	総合療育センター西部分所	103,300千円
8年度	総合療育センター	423,700千円
	総合療育センター西部分所	103,300千円
9年度	総合療育センター	423,700千円
	総合療育センター西部分所	103,300千円

第1回 北九州市立総合療育センター及び同西部分所に係る 指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和6年5月27日（月）15：00～15：35
- 2 場 所 総合保健福祉センター アシスト6階 視聴覚室
- 3 出席者 （検討会構成員等）門田構成員（座長）、伊野構成員、
島田構成員、村上構成員、渡辺構成員
（事務局）保健福祉局障害福祉部長、障害者支援課長、
施設管理担当係長、施設管理担当職員
- 4 会議内容
 - 検討会の位置づけ及び検討会の進め方等について、事務局より説明
 - 当日の配布資料・議事次第等について、事務局より説明
 - (1) 座長の選出
 - 構成員の互選により座長を選出 【門田構成員が座長に決定】
 - (2) 条件付き公募方式採用の妥当性について審査
 - 施設の管理運営に関する要求水準及び条件付き公募方式採用の理由等について事務局より説明
 - 質疑応答・意見
 - (構成員) いちばん大切なのは安定した運用であり、そのために、条件付き公募とすることは理解できる。
 - (構成員) 条件付き公募とすることは当然であり、今回のような特殊な施設の場合、条件付き公募とすることを条例等で定めてもよいのではないか。
 - (事務局) 条例では、指定管理者の選定において、場合により条件付き公募も可能であると規定されており、今回、条件付き公募とすることの妥当性について構成員の皆さまからご意見をいただきたい。
 - (構成員) 子どもの絶対数は減っている一方、発達に障害のある子は増えている。そうした子の保護者にとって、総合療育センターは絶対に必要な施設であり、安定した運営が大切であると考えます。
 - (構成員) 条件付き公募とすることに異論はない。一点質問があるが、総合療育センター本体と西部分所を一括管理するメリットは何か。

(事務局) 発達障害等において、初診及び療育の計画作り等、主となる部分はセンター本体で行っている。西部分所を開設したのは、市内西部地区の利便性向上が目的であるが、センター本体で作成した計画を西部分所で引き継ぎ療育にあたること、専門性のあるスタッフが両施設を行き来して対応できること、センター本体で育成した人材を西部分所に赴任させることができるなど、両施設を一括して運営することは大きなメリットがある。

○ 構成員が各自条件付き公募方式採用の妥当性の有無を検討シートに記入し、事務局が集計（構成員全員が「妥当性有り」と記入）。

○ 妥当性の有無について、構成員全員で意見交換

(構成員) 専門性や長年の経験、両施設の一括管理も含めて、条件付き公募は、「妥当性有り」と考える。

(構成員) 条件付き公募以外の方法は考えられず、「妥当性有り」と考える。妥当性の有無を判断するという手続きを省いてもよいと思えるほど当然であると考えている。

(構成員) 総合療育センター及び同西部分所を一括運営する指定管理者を募集するのは妥当性があると思う。また、安定の観点からも「条件付き公募」方式の採用が適していると思われる。
なお、総合療育センターは外来受診までの待機期間が長いと聞かすが、その課題が解決することも願う。

(構成員) 高い専門性・特殊性を持つ人材を確保・育成していくために、これまでの経験が豊富な現法人が継続して運営するという観点からも、「条件付き公募」の妥当性はあると判断できる。

(構成員) 総合療育センターは、全国に先駆けて発足され、現法人が長く運営管理をしてきており、その高度な専門性及び持続性、実績評価を鑑み、「妥当性有り」と考える。

○ 検討会の意見とりまとめ

(座長) 以上の皆様の意見を踏まえ、検討会の意見として「妥当性有り」としたいが、いかがか。

(全構成員) 異議なし。

○ 検討会の意見を受け、条件付き公募方式採用の妥当性の判断について、事務局より説明

(事務局) 条件付き公募方式を採用することに「妥当性有り」との審査結果をいただいた。この結果を踏まえた上で、市として最終的な判断を行い、条件付き公募に必要な手続きを進めてまいりたい。

第2回 北九州市立総合療育センター及び同西部分所に係る 指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和6年10月10日（木）10:00～11:10
- 2 場 所 北九州市役所 本庁舎 15階 15C会議室
- 3 出席者 （検討会構成員等）門田構成員（座長）、伊野構成員、
島田構成員、村上構成員、渡辺構成員
（事務局）保健福祉局障害福祉部長、障害者支援課長、
施設管理担当係長、障害福祉施設係長、担当職員

4 会議内容

- 当日の配布資料・議事次第等について、事務局より説明
- 指定管理者候補の選定基準、適否選択の注意事項等について、事務局から説明
- 申請団体より提案内容について提案書を基に説明
- 提案内容に関して検討会構成員から申請団体へ質疑応答

（構 成 員） 外来待機期間の短縮について、利用者からのニーズが高いと思われるが、現状をお伺いしたい。

（申請団体） 現在、小児科で約6カ月の待機期間となっている。

（構 成 員） その期間を短縮するための考えや取組みについて伺いたい。

（申請団体） 医師の確保が非常に重要であると考えます。そのため、民間の医師紹介会社やホームページ等での医師の求人を行っており、結果、来年1月から新たに医師1名を採用できる見込みとなった。

（構 成 員） 人材の確保は人件費に影響する。昨今、最低賃金を上げる動きもあるが、令和7～9年度の収支計画をみると人件費が毎年同額となっており、これだと経費的に厳しいと思われるが、その問題を改善するための案はあるか。

（申請団体） 3年間の総額を年平均した額を各年度に記載したため、収支計画では毎年同額となっているが、実際は、年々人件費が増えるという前提で総額を算定している。

また、人件費の抑制は難しいことではあるが、知識のある再雇用職員を確保するなどし、人件費ができるだけ上昇しないよう取り組んでいる。

（構 成 員） 医師の確保には、働きやすい職場環境が必要と考えるが、現在、働き方も多様化している。再雇用のシニアの医師のほか、子育て中で日中だけなら働けるといふ女性の医師など、潜在的な人材はいると思うが、民間の医師紹介会社を通じた求人以外で、何か取り組んでいることはあるか。

- (申請団体) 子育て中の女性の医師を確保するため、院内保育所の設置も検討したが、経費的に厳しく、現在、近隣の保育所との連携等を考えているところである。
- (構成員) 外来患者の目標値を設定しているが、少子化が進む現状について、どのような対応を考えているのか。
- (申請団体) 発達に課題のある児童は顕在化しており、保育所等が総合療育センターを紹介するケースが増えている。
- (構成員) その初診を受けるまでに、6カ月も待たなければならないというのは、大きな課題である。
- (申請団体) その課題の改善は我々も必要と考える。
- (構成員) 提案内容に、利用者への情報提供としてホームページを活用とあるが、インスタグラムなどのSNSの活用は考えていないのか。
- (申請団体) 法人本部がインスタグラムのアカウントを立ち上げて活用している。
- (構成員) 強度行動障害の方など、療育センターでは受け入れが難しく、また、地域の医療機関でも受け入れが難しいケースもある。それについて、療育センターから働きかけは行っているのか。
- (申請団体) 成人期以降は、外来は地域の医療機関で診ていただけるように、地域の特に精神科クリニックなどをまわって情報を提供・共有し、受け入れていただくようお願いしている。
- (構成員) 精神科は受け入れてくれると思うが、内科や外科などは、受け入れが困難な事例もある。
- (申請団体) そうした課題については、北九州市発達障害者支援地域協議会においても検討されているのではと思うが、当法人も協議会に参加しているため、情報を提供したいと考える。
- (構成員) スタッフの配置について、具体的な考えを伺いたい。
- (申請団体) 看護師等については、障害児療育施設での勤務を目指している方が少ないため、初めてというスタッフもいるが、現場でのOJT等を通じて経験を重ね、情熱をもって仕事に取り組んでもらえるように心掛けている。
- (構成員) 看護学生の実習を受け入れているとのことだが、病棟で受け入れているのか。
- (申請団体) そうである。
- (構成員) 若い学生が興味をもって取り組んでいるのはよいと思う。
- (構成員) 利用者アンケートの満足度が90%以上と高い目標を設定しているが、利用者の満足度向上のため、こういった取組みを行っているのか。
- (申請団体) 投書箱の設置ほか、できるかぎり利用者の声をきかせていただけるように取り組んでいる。
- (構成員) 発達障害の再診にかかる支援体制を伺いたい。
- (申請団体) 総合療育センターでは、心理士や言語訓練士などが訓練を通じて支援しているが、保護者に対して家庭における取組みを指導するなど、親子支援にも力を入れている。

- (構 成 員) 近年、デイサービスなどの事業所が増える一方、質の確保が課題となっている。事業所に対する研修等の支援も行っているのか。
- (申請団体) 保育所等の各施設を巡回しているが、事業所についても要望があれば訪問している。
- (構 成 員) 総合療育センターで初診を受けた後、通園は地理的な利便性から西部分所で希望するといった場合、連携はスムーズか。
- (申請団体) 総合療育センターも西部分所も、同じ電子カルテシステムを使用しており、スタッフ間の情報の連携・共有はまったく問題なく、スムーズに対応できている。

○ 構成員は、提案内容の説明及び質疑応答を受け、各自項目ごとの適否を記入
その後、構成員全員で意見交換

- (構 成 員) 福祉事業団は長年の施設運営の実績を持ち、専門性や様々なノウハウを獲得・蓄積しており、すべての項目において適切であると判断した。

現在、様々な障害に対応しつつ、子どもや保護者からのニーズも変化・増加していると思われるので、そうした多様なニーズに応えていただけることを期待している。

なお、以前、総合療育センターを見学させてもらった際、建物の構造が複雑で子どもが迷うのではないかと気になったので、そうした安全面についての配慮も願いたい。

- (構 成 員) 指定管理者として適すると考える。福祉事業団以外に当該業務が履行可能な団体は考えられず、これだけの歴史と実績があり、かつ福祉・医療専門職等の人材を多数確保している団体は、全国的にも希少だと思う。

なお、経営的に厳しい部分もあるかと思うが、そこは市が支援するしかないと考え、苦しい状況もあると思うが、頑張っていたきたい。

- (構 成 員) 将来的に見通しの持てない事業や計画に関しては、実施しながらの模索になるだろうと思われるが、全ての項目に関して適正であると思う。

これまでの事業に対する姿勢や基本理念、基本管理方針については、そのまま抱き続けて、市民をはじめとする、利用の方々に貢献できる事業を継続して頂きたいと願っている。

- (構 成 員) 指定管理者として、すべての項目において適すると判断した。実績ももちろんだが、利用者の声に耳を傾ける姿勢など、相応しいと思った。

将来、社会のニーズが様々に変化していても、一緒に考えて追いついていけるような対応を実行していただきたい。

また、診療報酬を漏れなく取るほか、収入増となる方策を考えて経

営改善につながることも願いたい。

(構 成 員) すべての項目について、適するとした。団体は、長い歴史において、高度な医療や専門性を含んだ業務に取り組んできた。

特に利用者満足度が97%と高いことは、利用者から支持されている証であり、それも含めて適すると判断した。

○ 付帯意見については、特になし。

○ 各構成員の審査結果を取りまとめ、検討会を終了